

# 「一般精神保健福祉相談事業」実施要領

## 1 実施目的

保健福祉センターにおける精神保健福祉業務の一環として、医師による精神保健福祉相談を実施し、精神障がい者及びその疑いのある者の早期発見、早期治療の促進並びに対象者の社会適応を援助するとともに、市民の精神的健康の保持増進を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

各区保健福祉センター

## 3 実施内容

### (1) 事業対象者

精神保健福祉相談を希望する者のうち、精神科医師による相談を必要とするもの（原則として市内居住者）。

### (2) 実施日

保健福祉センター毎に定例日を定めて実施する。

### (3) 相談業務の手順

#### ①面接相談及び訪問

本人、家族または関係者の来所時に面接相談を行い、本人等の訴えの概要、従来の経過（生活史等）、既往歴、家庭環境等を聴取する。

面接相談は医師、精神保健福祉相談員、保健師等が対応し、必要に応じて訪問を行う。

#### ②診断

面接相談及び訪問の結果に基づき、医師が診断する。

#### ③処遇

診断区分に応じて病院、施設等への紹介、医学的指導、保健福祉センターの事業への参加に関する意見、ケースワーク等を行う。

## 4 費用および事業経費の取り扱い

### (1) 費用

相談費用は無料とする。

### (2) 事業経費

- ・非常勤医師報酬

総務事務システムへの実績登録に基づき、こころの健康センターからの配付予算により支給する。

## 5 実施記録の整備

対象者ごとに相談基礎票を作成し、聴取した内容や本人の様子、医師の判断、処遇等を記録し、保管する。

## 6 報告

精神保健福祉月報（様式1、様式2、様式6）で報告する（翌月20日までに提出）。

## 7 人権等に対する配慮

本事業の実施にあたっては、人権及びプライバシーの保護に留意し、合理的配慮を行うこと。

附則　　この要領の一部改正は、平成27年4月1日から適用する。

この要領の一部改正は、平成28年4月1日から適用する。

この要領の一部改正は、令和3年4月1日から適用する。

この要領の一部改正は、令和6年10月1日から適用する。

この要領の一部改正は、令和7年4月1日から適用する。